

# 大阪大学箕面新キャンパス整備運営事業

## 事前方針

平成 28 年 8 月 26 日

国立大学法人大阪大学

はじめに

国立大学法人大阪大学（以下、「大阪大学」という。）及び箕面市（以下、「市」という。）は、大阪大学の教育研究の発展・学習環境の向上と、市の活気あるまちづくりを実現するため、大阪大学箕面キャンパス（栗生間谷地区）を北大阪急行線の延伸に伴い整備される「（仮称）箕面船場駅」駅前（船場東地区）へ移転することについて合意している。地域の持続的な発展と社会に役立つ多様な人材の育成・輩出を実現するため、大阪大学は、その知見や人材を積極的に、文化、教育研究、国際交流をはじめとする地域活性化の取り組みに提供し、市は大阪大学の知見や人材を活用するとともに、人材が活躍する場を提供する。

そこで、大阪大学は、最適な施設整備及び維持管理運営手法について、事業主体となる民間事業者からの意見収集・対話をとおし、改正PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく公共施設等運営権（以下、「コンセッション」という。）を設定する可能性等も含めた幅広い官民連携手法の導入や、さらには具体的な事業スキームや資金調達スキームを設計・構築するために事前方針（以下、「本方針」という。）を公表する。

なお、市においても事前方針の公表を検討されており、また市と大阪大学が民間事業者との対話を共同で実施する検討も行っていますので、そちらについても併せて参照いただきたい。

## I 本方針の意義と目的

大阪大学は、「(仮称)大阪大学箕面新キャンパス整備運営事業」(以下、「本事業」という。)の実現に向けて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)(以下「PFI法」という。)の規定に基づく実施方針(PFI法第5条)の作成及び公表を検討している。本方針は、官民連携による新たな整備・運営手法の導入を検討する目的から、事前に事業の方針を公表するものである。

また、本方針では、整備を行う手法の1つとして官民連携手法の導入による民間資本の投入や、市場原理の導入による公共空間維持を目的とした本事業に適した事業範囲の検討および事業スキームや資金調達スキームの構築を行い、大学キャンパスと市の文化施設との連携による活気あるまちづくりにつながる仕組みの検討も合わせて行う機会であると捉えている。

なお、大阪大学と市は整備に係る入札手続きを別に実施する可能性が高いが、その場合においても大学キャンパスと市の文化施設等との連携を目指し、一体的なまちづくりを行っていく方針である。本方針の公表および本方針に関する意見の受付・対話を通し、共同入札の方法について検討するとともに、大阪大学と市が別の入札手続きをとる場合においても大阪大学と市の一体的な整備・運営手法についての意見が集約されることを本方針の目的とする。

## II 事業内容に関する事項

### (1) 事業の名称

「大阪大学箕面新キャンパス整備運営事業」

### (2) 事業の内容

大阪大学は、教育研究施設および学生寮の整備・運営を官民連携により実施し、箕面市は市民文化ホール、文化交流施設及び図書館を整備します。文化交流施設及び図書館の管理運営を大阪大学が実施することになっています。

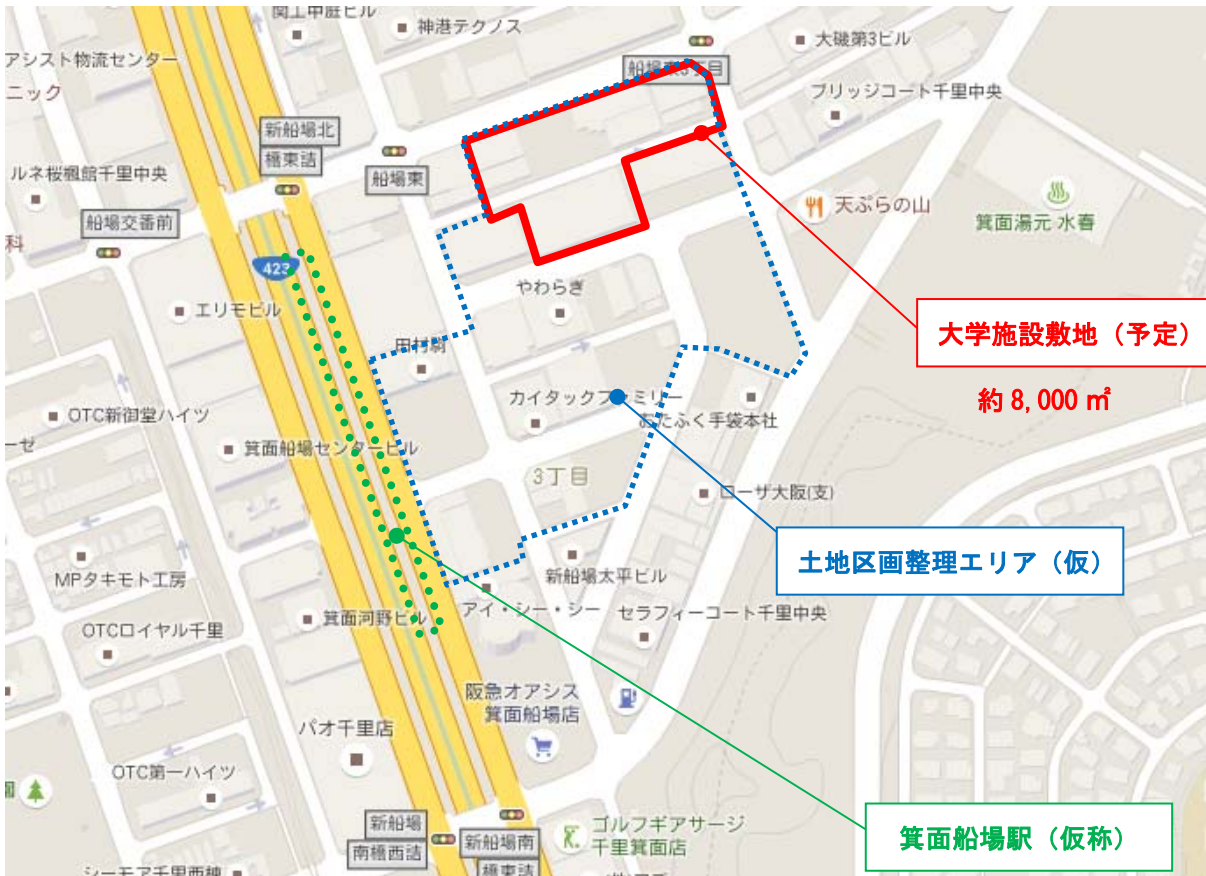
### (3) 整備地の概要

大阪大学	場所	大阪府箕面市船場東3丁目5番地	
	敷地面積	約 8,000 m <sup>2</sup>	
	敷地制限	用途地域	商業地域
		建ぺい率	80%
		容積率	600%
		第8種高度地区	高さ 31m
	その他	箕面市まちづくり推進条例 高度地区制限緩和条件あり	

【広域地図】



【詳細地図】



(4) 整備施設の概要

1) 大阪大学による整備内容（予定）

教育 研究 施設	●教育研究施設		面積
	研究室等		5,900 m <sup>2</sup>
	講義室等		4,900 m <sup>2</sup>
	事務室等		2,200 m <sup>2</sup>
	●交流スペース		
	交流スペース、ラウンジ等		1,200 m <sup>2</sup>
	●福利施設		
	食堂、書籍・売店コーナー		1,300 m <sup>2</sup>
	●共用部		
	機械室、廊下等		7,700 m <sup>2</sup>
		延床面積 合計	23,200 m <sup>2</sup>
●民間付帯施設			
産学連携施設など			未定
学生 寮	●学生寮 全学部を対象とし、日本人学生・留学生が入居予定		
	学生寮 (18 m <sup>2</sup> /戸×320 戸程度)	※寮室はプライベート型を想定	6,000～10,000m <sup>2</sup>
	●民間付帯施設		
	業務施設		～6,000 m <sup>2</sup>
		学生寮 計	～12,000 m <sup>2</sup>

※民間付帯施設（産学連携施設、業務施設）の規模等は、未定である。

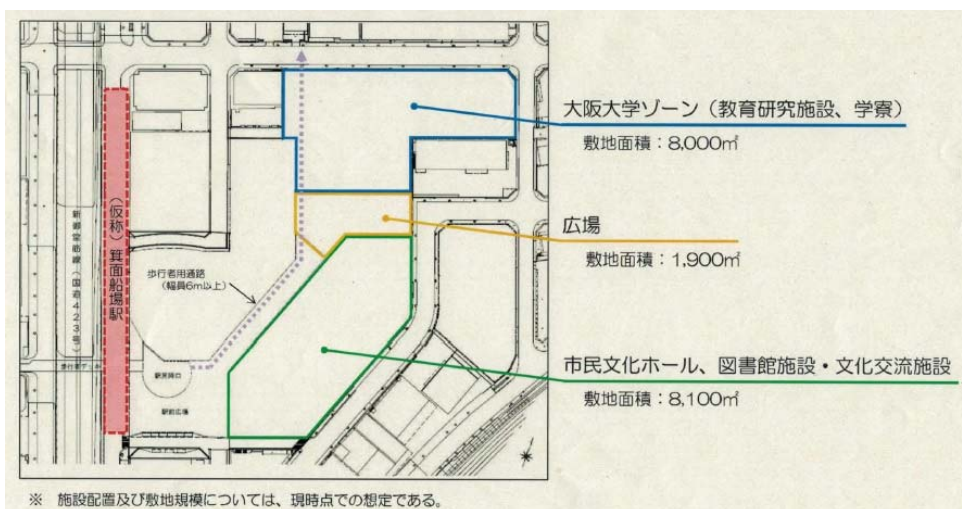
2) 箕面市による施設計画内容（現時点での想定）

用途	施設概要
市民文化ホール	大ホール 1,000 席以上、小ホール 250 席前後
文化交流施設	会議室、音楽スタジオ等
図書館	大阪大学の蔵書 60 万冊、箕面市の蔵書 11 万冊を所蔵予定

3) 土地区画整理事業予定地内その他施設について

「(仮称)箕面船場駅」に隣接する土地区画整理事業予定地内において、大阪大学及び市以外の地権者による施設整備も行われる予定であるが、詳細については未定である。大阪大学としては本事業の実施にあたり、当該地権者とも可能な限り連携を図りたいと考えている。

## 【整備イメージ図】



### (5) 事業期間

本事業は、官民連携事業として整備を検討しており、今後、本事業に関心のある民間事業者等の意見を踏まえて事業期間を設定する。なお現時点において、事業期間は、適切なリスク分担の観点から15年以上30年以内で、教育研究施設及び学生寮は別に設定することを想定している。

### (6) 事業方式

本事業は、現時点では「PFI法」に基づき実施することを検討しているが、下記の想定している事業方式だけでなく、本方針の公表及びその意見受付・対話も参考に検討するものとする。

【想定している事業方式】

方式	説明
B T O	Build Transfer Operate の略。 民間事業者が施設を設計・建設後、大阪大学に所有権を移転し、民間事業者が維持管理運営を行う方式。
B O T	Build Operate Transfer の略。 民間事業者が施設の建設・維持管理運営を行い、維持管理運営期間終了時に大阪大学に所有権を移転する方式。
B O O	Build Own Operate の略。 民間事業者が施設を建設後、維持管理運営を行い、維持管理運営期間終了時に民間事業者が施設の解体撤去等を行う方式。（大阪大学が施設を所有しない事業方式。）
コンセッション	大阪大学が所有するそれぞれの施設を活用し、行政サービスの運営について運営権を設定する方式。
定期借地権	大阪大学が所有する土地を民間事業者が定期借地権の設定により活用する方式。
賃貸借	民間事業者が所有（企画）する施設の一部又は全部を大阪大学又は市が賃貸借契約により借りる方式。

(7) 想定スケジュール

	項目	大阪大学想定日程
1	実施方針の公表	H29年3月頃
2	実施方針に関する説明会	H29年3月頃
3	実施方針に関する対話および質問受付	H29年3月～4月頃
4	実施方針に関する質問等の回答及び公表	H29年4月頃
5	特定事業の選定及び入札説明書等の公表	H29年6月頃
6	入札説明書等に関する説明会	H29年6月頃
7	入札説明書等に関する個別質問及び個別対話	H29年6月～7月頃
8	参加表明書の提出	H29年7月頃
9	競争的個別対話	H29年7月～10月頃
10	企画提案書提出	H29年11月頃
11	優先交渉権者の決定及び公表	H29年12月頃
12	本事業にかかると事業契約締結	H30年2月頃
13	整備完了	H32年12月頃
14	供用開始	H33年4月

III 民間事業者に期待する内容

(1) 提案いただきたい事項

本方針の公表に伴う民間事業者からの意見受付及び対話において、大阪大学は特に以下の

内容について民間事業者からの提案を期待している。ただし、提案いただく内容は以下に限るものではなく、幅広い意見を求めるものである。

①大阪大学と市の連携方法について

- ・大阪大学と市が共同で入札を行い、事業者を選定するスキーム  
(大阪大学と市と民間事業者の三者間契約とするか、大阪大学と民間事業者、市と民間事業者の二者間契約を二本締結するか等)
- ・大阪大学と市が別の入札とする場合における、両事業の協働方法  
(まちづくりの一体性の確保方法、工事における調整方法等)
- ・施設整備後の運営における、市の施設等も含めたエリアマネジメントの考え方  
(大阪大学は市に協力し、エリアマネジメントの導入にあたっての課題等について)  
※エリアマネジメントは、具体的には共用部分の警備、清掃、イベント運営などを想定している。

②本事業における事業スキームについて

- ・大阪大学が整備する教育研究施設と学生寮の整備運営事業のスキーム  
(一体の事業とするか別の事業とするか、一体の事業とした場合の契約方法等)

③その他

- ・大学事業において現時点で想定される産学連携施設・社学連携施設や民間収益施設について
- ・本事業における環境性能、スマートキャンパス化に関する考え方  
(現時点では CASBEE や LEED の基準を導入することを検討している。その際における施設整備の課題等について)

(2) リスク分担に関する基本的な考え方

本事業は、大阪大学と民間事業者との間において適切なリスク分担（リスク移転）を確保することで、より質の高いサービスの提供と継続の維持を目指すものとする。事業契約において設定する業務は、各業務を適切に履行でき、かつ発生するリスクを適切に負える者が管理するものとする。ただし、民間事業者が適切にリスク管理できないものについては、大阪大学がその全て又は一部を負うことを想定している。なお、民間事業者は、自ら提案し実行する独立採算で実施する業務等について、予測される全てのリスクを負うものとする。

IV 本方針に関する意見の受付及び対話の実施

(1) 意見の受付および対話の実施

- ・受付期間：平成 28 年 9 月 5 日（月）～9 月 9 日（金）12 時まで
- ・対話期間：平成 28 年 9 月 20 日（火）～9 月 21 日（水）（予定）
- ・提出方法等

前述のⅢ 民間事業者に期待する内容（1）提案いただきたい事項を踏まえて、本方針に関して意見がある場合、さらに大阪大学との対話に参加いただける民間事業者はその内容を簡潔に「様式 1 事前方針に関する対話申込書及び意見書」に記入のうえ、電子メールで提出してください。なお、電子メールで提出した後に、受信確認（様式自由）のファクスを送信してください。



- ・受付窓口：国立大学法人大阪大学施設部管理計画課
- ・電話番号：06（6879）8963（担当 西村、島崎）
- ・ファクス：06（6879）7139
- ・アドレス：sisetu-kanri-seibi@office.osaka-u.ac.jp  
（@（大文字）を@（小文字）に置き換えてください。）

（注意事項）

※事業内容についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※頂いた意見、対話内容については、原則として公表しないものとする。

※対話の日時、場所等の詳細は、調整のうえ9月15日を目途にメールにて連絡する予定です。

※対話を希望する事業者数の多寡や提案内容によっては、別途対応する場合や、対話の希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※提案内容によっては、箕面市あるいは大阪大学が個別に対話を実施することもあります。

※対話への参加人数は、1社5名までとさせていただきます。

## V 参考資料

- 様式1 事前方針に関する対話申込書及び意見書
- 別紙1 大阪大学箕面キャンパスの移転にかかる合意書（写）
- 別紙2 箕面新キャンパス構想
- 別紙3 機能イメージ図

様式 1

## 事前方針に関する対話申込書及び意見書

平成 28 年 月 日

申込者（企業名）：

住 所：

担 当 者 名：

電 話 ・ F A X：

メールアドレス：

大阪大学が公表した事前方針に関して、下記のとおり意見を記載し、また対話を申込みます。

対話希望日時 (対話を希望しない場合は空欄で可)	①平成 年 月 日 午前・午後 ②平成 年 月 日 午前・午後 ③平成 年 月 日 午前・午後
意見・対話内容	

※頂いた意見、対話内容については、原則として公表しないものとする。

※計 2 枚までとしてください。



## 大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と箕面市（以下「乙」という。）は、平成27年6月17日付「大阪大学箕面キャンパスの移転に係る覚書」に基づき協議を進めてきた。その結果、以下の基本的事項について合意したので、ここに合意書を締結する。

### （キャンパス移転と甲乙の連携・協力）

- 第1条 甲と乙は、甲の教育研究の発展及び学習環境の向上並びに乙の未来に向けての活気あるまちづくりに寄与することを目的に、大阪大学箕面キャンパス（以下「現キャンパス」という。）の移転に取り組むものとする。
- 2 甲と乙は、次条第1項の移転による新たな大阪大学箕面キャンパス（以下「新キャンパス」という。）の整備及び現キャンパス跡地の有効活用について相互に協力するとともに、さらなる緊密な連携を深める。
- 3 甲と乙は、新キャンパスを整備した後においても、将来にわたり本合意書に定める甲乙各々の役割を責任をもって果たすものとする。
- 4 甲と乙は、地域の持続的な発展及び社会に役立つ多様な人材の育成・輩出を実現するため、連携・協力して取り組むものとする。甲は、その知見や人材を積極的に文化、教育研究、国際交流をはじめとする乙の地域活性化の取り組みに提供し、乙は、甲の知見や人材を活用し、また、人材が活躍する場を提供する。

### （甲が整備する施設）

- 第2条 甲は、現キャンパスを箕面市粟生間谷地区から（仮称）箕面船場駅周辺土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）予定地内へ移転する。
- 2 甲は、前項の移転に当たり、新キャンパスにおける教育研究施設及び学寮を整備し、平成33年春の開校を目標とする。
- 3 甲は、新キャンパス敷地内において、区画整理事業予定地の北側道路へ通ずる一般市民の利用に供する歩行者用通路を将来にわたって確保するものとし、詳細は乙と協議したうえで、別途定める。

### （乙が整備する施設）

- 第3条 乙は、区画整理事業予定地内において、甲の図書館機能を兼備えた図書館施設、文化交流施設（会議室、音楽スタジオ等の諸室で構成する生涯学習施設をいう。以下同じ。）、市民文化ホール、広場、自転車等の駐車場を整備する。



(図書館施設及び文化交流施設)

第4条 図書館施設は、甲の蔵書と乙の蔵書を所蔵するものとし、甲の蔵書は、その教育研究を妨げない範囲で、市民の利用に供する。

2 乙は、図書館施設及び文化交流施設の維持管理・運営業務について、指定管理者制度により将来にわたって甲に委ねるものとし、甲は当該業務を無償で受託する。なお、業務範囲や運営規約等についての詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

(自転車等の駐車場)

第5条 乙は、区画整理事業予定地内に整備予定の自転車等の駐車場の施設規模について、甲の利用を考慮して検討するものとし、詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

(事業スキーム)

第6条 甲と乙は、次の事業スキームをもって、新キャンパスを整備するものとし、詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

- (1) 乙は、新キャンパスに供する土地を取得する。
- (2) 甲と乙は、前号の土地と等価の現キャンパスの土地を互いに引き渡す。
- (3) 乙は、現キャンパスの土地（前号の土地を除く。）及び建物の不動産鑑定に基づく価額に相当する額を甲に支払い、甲は乙に当該土地及び建物を引き渡す。
- (4) 甲は、前号で得た対価を、新キャンパスの整備費用に充てる。

(甲と乙による協議が必要なその他事項)

第7条 甲と乙は、第2条及び第3条に掲げる施設の整備内容等について、今後、詳細に検討を行うものとする。なお、現時点における施設整備イメージは、別添のとおりとする。

2 将来、甲の教育研究施設の増築が必要となった場合は、乙は乙が整備する広場の土地の一部を甲の施設の容積率の算定に充てる等、甲の増築計画に協力するものとし、具体的な対応の詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲と乙は、次に掲げる事項について、今後協議を進めるものとする。

- (1) 各々が整備する施設の設計と工事を円滑かつ効率的、効果的に進める手法
- (2) 建築制限その他土地利用上の定めに関する事項
- (3) エリアマネジメントの導入
- (4) 各々が整備する施設で使用するエネルギーの省力化と経費の削減を実現する手法



(議会の議決等)

第8条 本合意書の履行に当たって、甲と乙は、法令等に基づき甲の役員会の決定又は乙の市議会の議決等の手続きを経て行うものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 甲と乙は、信義に則り、誠実に協議を進めるとともに、本合意書の合意事項を責任をもって履行するものとする。ただし、天災地変その他のやむを得ない理由により本合意書の内容を履行することが困難となった場合は、甲乙協議のうえ、別途取扱いを定めるものとする。

(疑義の解決方法)

第10条 本合意書に定めのない事項又は本合意書について疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

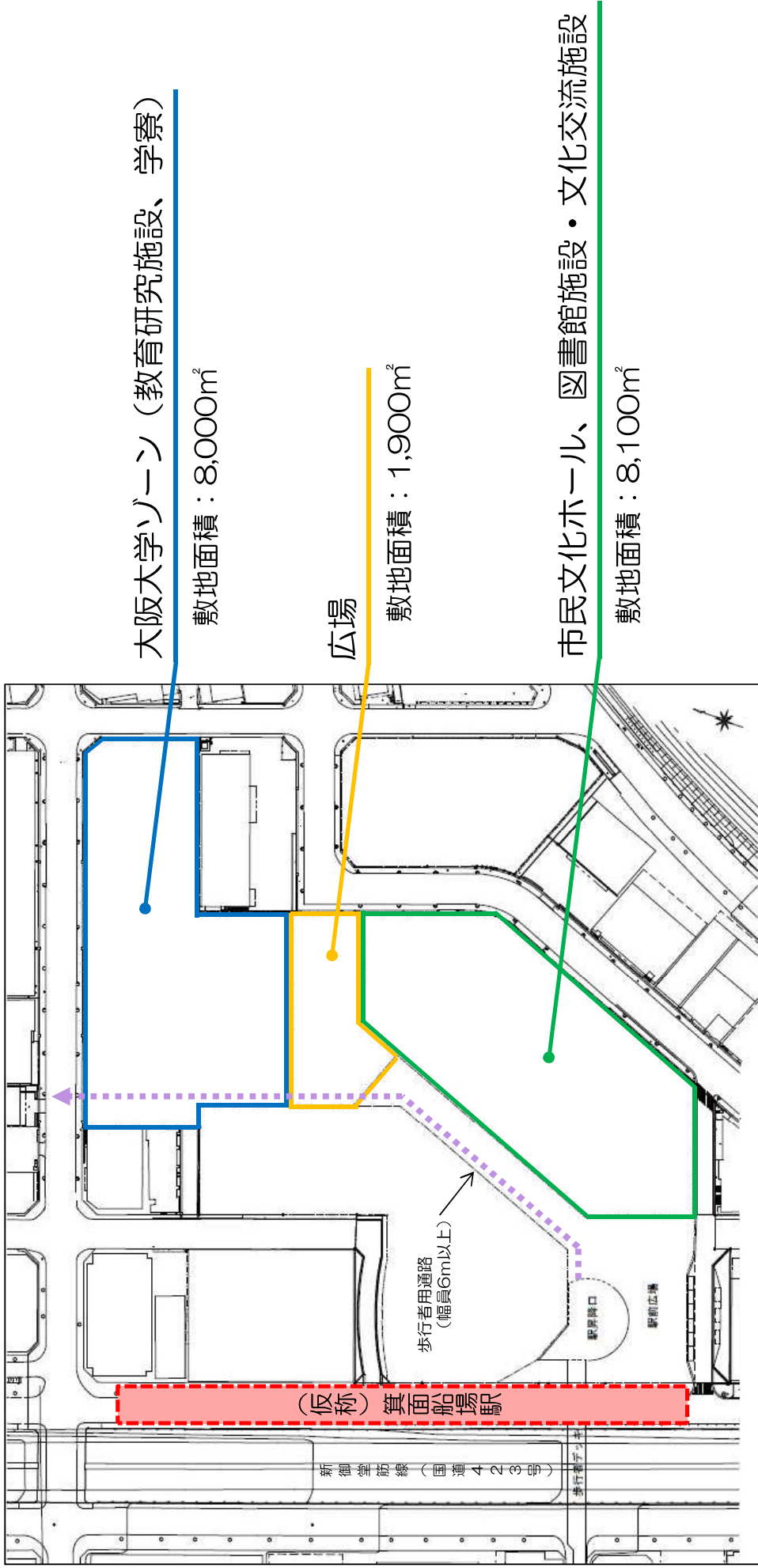
本合意書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月12日

甲 吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学  
総長 西尾章治郎

乙 箕面市西小路4-6-1  
箕面市  
市長 倉田哲郎

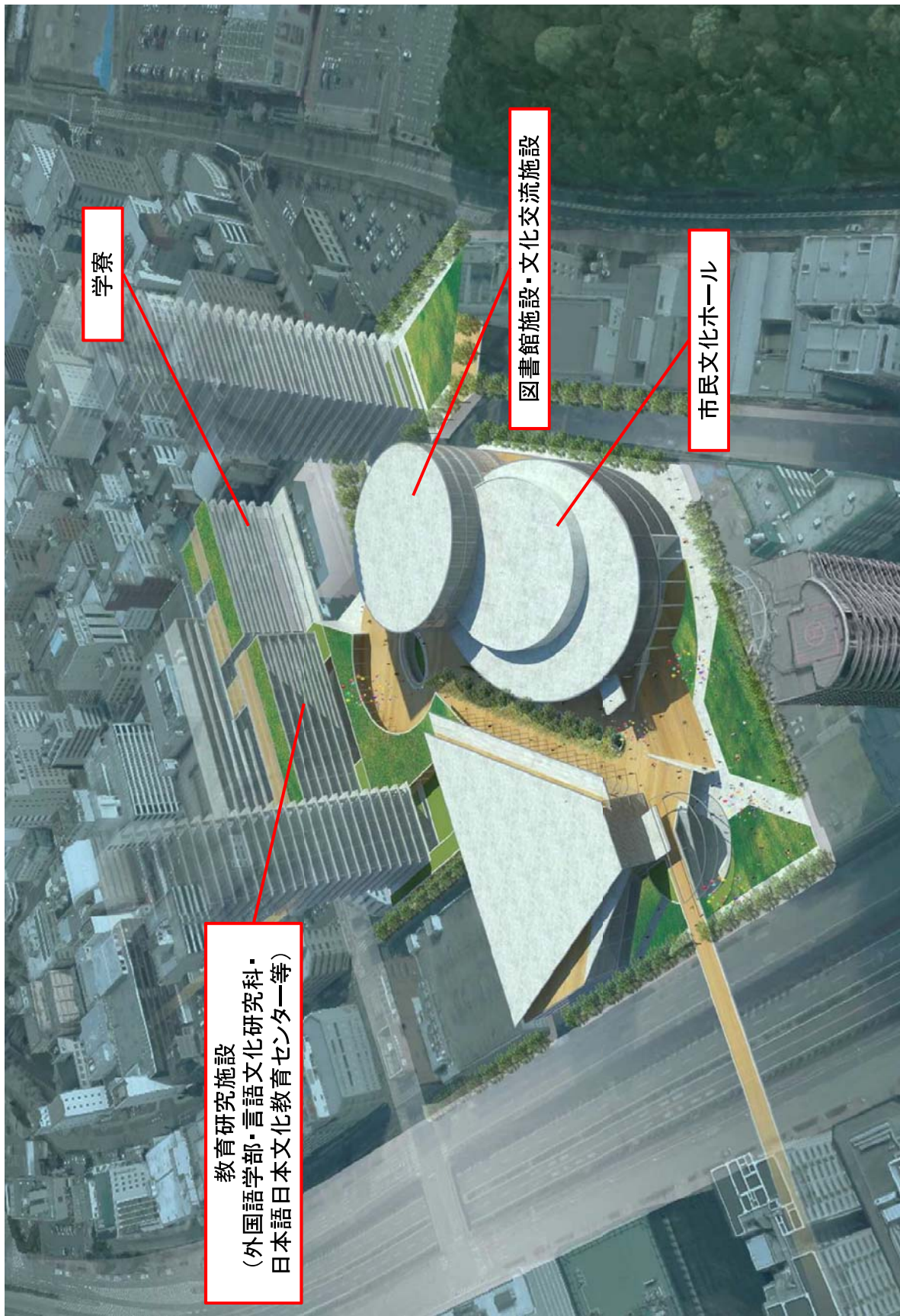
## ■ 箕面新キャンパスとその周辺の施設整備イメージ



※ 施設配置及び敷地規模については、現時点での想定である。

【別添】

## ■ 箕面新キャンパスとその周辺の施設整備イメージパース



※ このイメージパースについては、現時点での想定である。

## 箕面新キャンパス構想

「地域に生き世界に伸びる」という大阪大学の理念のもと、箕面新キャンパスを、世界の言語と言語を基底とする地域の文化や社会に関する研究の集積拠点にするとともに、世界の言語や文化、社会に関する高度な専門的知識と幅広い学識を身につけたグローバル人材を育成する場、また、外国人留学生に対する日本語・日本文化の教育を通して世界に向けて日本語・日本文化を発信する拠点、さらに、長年にわたり集積された外国語・外国学研究成果、いわば「世界知」ともいべきものを介する地域と世界の接点とするため、以下のような基本構想を掲げる。

### 1 教育研究上の理念・使命を実現するキャンパス

- 1-1 外国語学部の理念である「言語を通して文化を学び、文化を通して言語を学ぶ」や「言葉を探めて世界へはばたく」、言語文化研究科（言語社会専攻と日本語・日本文化専攻）の使命「世界の諸地域の言語とそれを基底とする文化について、理論と実践にわたり教育と研究を行う」、日本語日本文化教育センターの使命「世界各地からの留学生に日本語や日本文化を学ぶ機会を提供する」を実現するキャンパスを創る。
- 1-2 吹田、豊中両キャンパスの中間に位置するという立地特性を活かし、他キャンパスの部局との連携により、世界の言語と言語を基底とする地域の文化や社会に関する研究の一層の深化が図られるキャンパスを創る。

### 2 大阪大学の国際化を先導する世界に開かれたキャンパス

- 2-1 多言語教育・多文化教育の学内ハブとして機能するキャンパスを創る。  
（大阪大学の部局を横断した高度な多言語教育及び多文化教育の学内ハブとして機能するキャンパスを創る。）
- 2-2 国際交流の学内コーディネート拠点としてのキャンパスを創る。  
（大阪大学の部局を横断した国際交流プログラムの学内コーディネート拠点としてのキャンパスを創る。）
- 2-3 世界の動きをリアルタイムで捉えて、教育・研究に活用するための先端的な情報機器と視聴覚装置を整備し、我が国で最も優れた外国学研究成果の拠点を創る。
- 2-4 日本語や日本文化を学ぶ留学生の多様な学習ニーズに応えられる卓越した教育プログラムを構築し、全国の大学をリードする日本語・日本文化教育の拠点を形成する。
- 2-5 年々変化する世界各地での日本語・日本文化教育の実態を把握し、国際フォーラム等を通じて情報発信することで、全国の大学での留学生受け入れの促進に寄与する。
- 2-6 グローバルな生活環境から人と人とのインタラクションが芽生える新しいハウジングを目指すというグローバルビレッジ構想のもと、留学生と日本人学生が日常的に交流する混住型学生寮の整備・運営を行う。



- 2-7 世界と一体化したスマートでフレンドリーなキャンパス、すなわち世界各地から集まってくる学生・研究者が安心して利用でき、文化を越えて交流できる教育研究・福利施設を整備し、社会的弱者やマイノリティにもフレンドリーなキャンパスを創る。  
(世界の食文化に触れることのできる国際色豊かな施設の併設を検討する。)

### 3 世界と市民を結ぶキャンパス

- 3-1 周辺地域との調和がとれ、市民と共生し、かつ効率のよい集約化された、多言語・多文化共生が実現するキャンパスとする。
- 3-2 エリアマネジメントの発想を可能な限り取り入れ、屋外パブリックスペースや複合施設と一体化した、市民にも開かれたキャンパスを形成する。  
(オープンスペースを設置し、学生、留学生と一般市民が憩える場を設け、自然に異文化体験ができる交流の場とする。)
- 3-3 都市型キャンパスの特性を活かして、市の文化交流施設やホールとの効率的な共同利用を図り、世界と地域を結びつける多彩な文化活動を展開する。
- 3-3-1 長年にわたる外国語・外国学研究の成果を基に、多彩な市民講座や社会学連携事業・国際交流事業を展開する。
- 3-3-2 これまで行ってきた外国学図書館と箕面市立図書館との連携協力を継続し、更なる多様化を目指す。
- 3-3-3 世界の言語や文化を紹介する多彩な行事（語劇祭や夏まつり）を市民に向けて開放する。
- 3-3-4 日本語日本文化教育センターの多彩な留学生と市民とが触れ合える場を設け、日常の中での異文化理解を実現する。
- 3-4 学生・教職員の活動拠点を形成するとともに、市民や海外の研究者等来学者との交流を通して、地域を活性化するキャンパスを形成する。

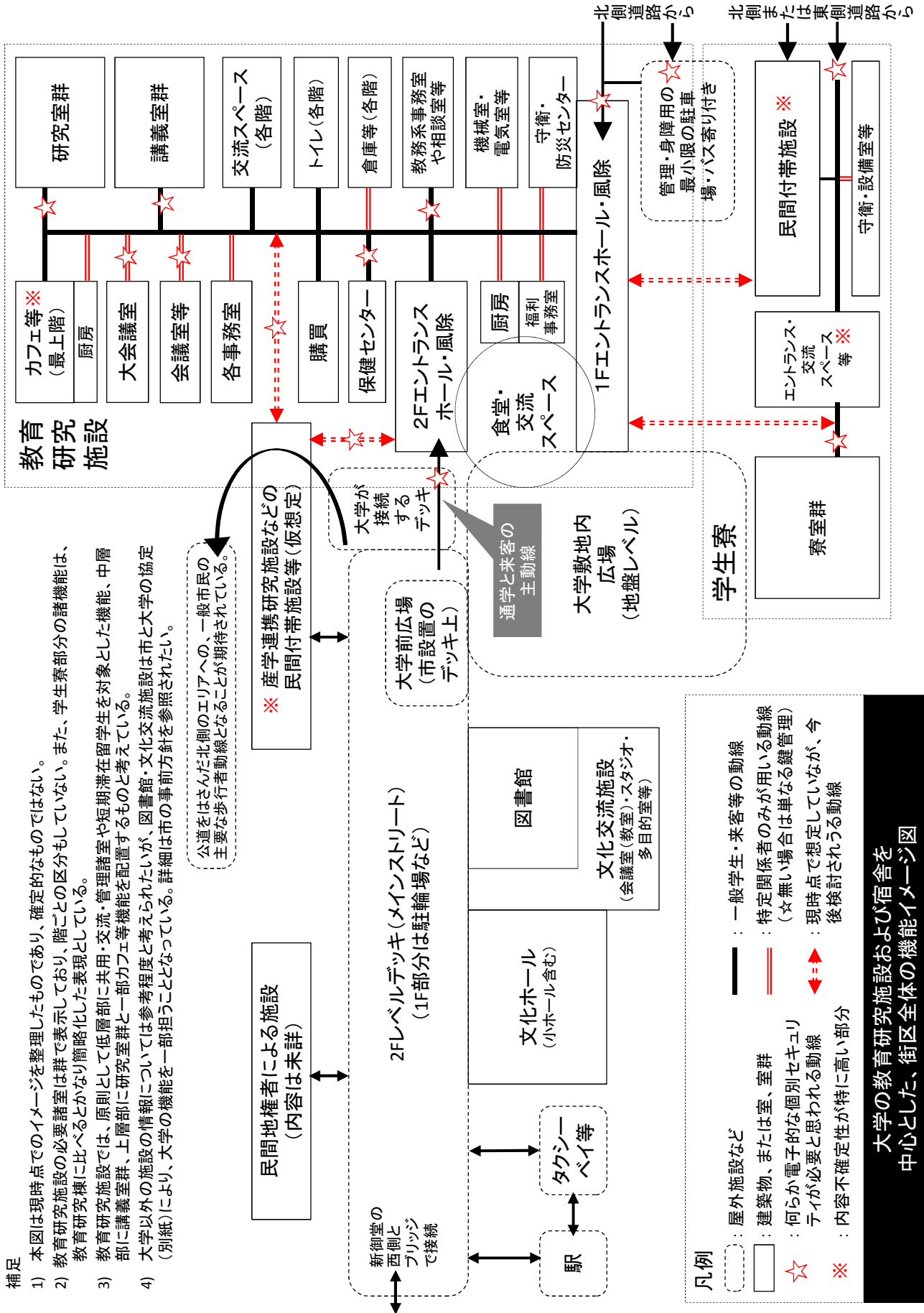
### 4 地球と人に優しい未来志向のキャンパス

- 4-1 地球環境とサステナビリティに配慮し、省エネ・省資源・廃棄物低減を推進しつつ、低炭素化社会に向けて、市や周辺施設との相互利用や共用化を図るキャンパスを目指す。
- 4-2 公共交通の便利な立地特性を活かし、車に頼らない、歩行者に優しい、快適なキャンパスを構築する。
- 4-3 キャンパスの整備と運営や維持管理においても周辺関係者と幅広い連携をする事で、環境・経済面での効率を高めた、持続性の高いキャンパス経営を実現する。
- 4-4 大学と地域の双方にとって、災害時に一定の拠点機能を果たすことができるキャンパスを形成する。

補足

- 1) 本図は現時点でのイメージを整理したものであり、確定的なものではない。
- 2) 教育研究施設の必要諸室は群で表示しており、階ごとの区分もしていない。また、学生寮部分の諸機能は、教育研究棟に比べるより簡略化した表現としている。
- 3) 教育研究施設では、原則として低層部に共用・交流・管理諸室や短期滞在留学生を対象とした機能、中層部に講義室群、上層部に研究室群と一部カフェ等機能を配置するものと考えている。
- 4) 大学以外の施設の情報は参考程度と考えたいが、図書館・文化交流施設は市と大学の協定(別紙)により、大学の機能を一部担うこととなっている。詳細は市の事前方針を参照されたい。

※ 公道をはさんだ北側のエリアへの、一般市民の主要な歩行者動線となることが期待されている。



**凡例**

- : 屋外施設など
- : 一般学生・来客等の動線
- == : 特定関係者のみを用いる動線 (☆無いは単なる鍵管理)
- ☆ : 何らかの電子的な個別セキュリティが必要と思われる動線
- ※ : 現時点で想定していないが、今後検討される動線
- : 内容不確定性が特に高い部分

**大学の教育研究施設および宿舎を中心とした、街区全体の機能イメージ図**